京都市告示第619号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和5年1月20日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

I	络	線	名	区	間	旧新別	延長	敷地の幅員
빝	皆山緯15号		15 号	下京区東塩小路高倉町13番地の1地内		旧	メートル 23.50	メートル 4.00~ 15.70
線	泉					新	23. 50	4.00~ 7.70

(建設局土木管理部道路明示課)